

公 示 日 : 2024 年 3 月 21 日 (木)

調達管理番号 : 23a01045

国 名 : ブラジル

担 当 部 署 : 人間開発部高等教育・社会保障グループ

調 達 件 名 : ブラジル国障害インクルーシブな保健医療サービス向上プロジェクト
詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 5 月上旬から 2024 年 6 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 4 月 4 日 (木) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024 年 4 月 15 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)
のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（障害と開発あるいは保健分野の評価調査の経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ブラジル連邦共和国（以下、「ブラジル」）は 2007 年 3 月 30 日に国連障害者権利条約及び選択的議定書に署名し、2009 年 8 月 25 日に同条約を批准した。2011 年には同条約に基づき、包括的な政策やプログラムを通じた障害者の権利強化を目的とした「障害者の権利に関する国家計画 ” 制限なく生きる計画”」を制定、また 2015 年には「ブラジル障害者包摂法（障害者法）」が制定され、国連障害者権利条約におけるブラジルのコミットメントを具体化するなど、全国的に障害者の権利の向上や社会包摂に取り組んでいる。

一方、ブラジルにおける保健医療制度に関しては、1988 年「健康は万人の権利であり、国家の義務である」という憲法上の規定を具現化するために統一保健

医療システム（SUS, Sistema Única de Saúde）が設立され、全国で無料の公的保健医療サービスを提供している。保健省は障害者へ対する保健医療サービスを向上させるために、2012年に同制度を拡大し「障害者ケアネットワーク（RCPD, Rede de Cuidados à Pessoa com Deficiência）」を設立した。RCPDでは、各州の保健局が連邦保健局の支援の下、リハビリ施設等の障害者を対象とした保健医療サービスの拡充や施設のアクセシビリティ改善等を行っている。

他方で同国の保健医療サービスについては、提供されるサービスの地域間格差、医療サービス提供者に対する障害者への対応に関する能力不足や、女性・女児障害者支援にかかる能力不足、農村部におけるアクセシビリティ格差などの課題があり¹、障害当事者の意見を反映した政策やサービスの提供が求められている。また、ブラジル政府が2022年に実施した調査²によるとによると、ブラジルの障害者の割合は8.9%であるが、地域的に割合が最も高かったのは、当案件の対象地域であるペルナンブコ州を含む北東部の10.3%であり、最も低かったのは南東部の8.2%となっている。また、男女別の障害者の割合は、女性では10%、男性では7.7%であるなど、地域や性別によって割合に差があることが指摘されている。

本案件を要請したペルナンブコ州保健局（障害者健康ケア調整課）の役割は、包括的な保健医療サービスの提供、障害の予防を目的とした活動・情報提供、障害者ケアネットワーク（RCPD）の推進、保健医療サービス提供者等の能力開発等を通じて、障害者の生活の質を向上させることである。

日本においては、障害者自身が声をあげて運動してきたことが法律や障害者サービスの整備という成果につながっており、障害者の声を政策作りに反映させる当事者運動のノウハウをはじめ、世界の障害者運動に貢献しうる知見を日本の障害者団体は多く持っている。今般、同州保健局は、RCPD推進に関連する取組をより社会的・包括的かつ障害インクルーシブな方法で改善し、現在は同州の一部地域のみでの実施となっている取組を州全域へ拡大するうえで、同州の障害者組織との協働に加え、過去に同分野の経験が豊富で知見のある日本の障害者団体との協働が重要であると考え、JICAに技術協力プロジェクトを要請した。

本詳細計画策定調査では、2023年12月～2024年2月に実施した「中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査」におい

¹ JICA「国別障害関連情報 ブラジル連邦共和国（2021年2月）」

² ブラジル地理統計院「全国世帯標本調査」[Divulgação anual](#) | IBGE

て直営調査団が収集しているブラジル国に関する情報や調査結果等について整理した上で現地調査を実施する。また、これまでの JICA による障害分野の協力の成果や教訓を踏まえ、本事業の活動内容と対象範囲、実施体制、実施期間、先方負担事項について情報を収集・整理する。これらの調査結果を踏まえ、プロジェクトの目標、成果、投入等の枠組みについて検討し、先方政府とプロジェクトに関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）を締結する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024 年 5 月上旬～2024 年 5 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ブラジル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加するとともに、議事録（和文）を作成する。

（2）現地業務（2024 年 5 月中旬～2024 年 5 月下旬）

- ① JICA ブラジル事務所（ブラジリア出張所）等との打合せに参加する。
- ② ブラジル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整

理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス³を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAブラジル事務所（ブラジリア出張所）等に報告する。

（3）整理業務（2024年6月上旬～2024年6月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

³ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(詳細計画策定調査)

(1) 業務完了報告書

2024年6月28日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月)」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(2) その他留意事項

ブラジル国内における宿泊については、JICAの安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の通減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年5月12日～6月1日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 障害主流化 (JICAが別途依頼する者。障害当事者を想定。)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ブラジリア出張所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：日本語⇄ポルトガル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本事業要請書
- ・中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査 ブラジル直営調査団報告書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・国別障害関連情報 ブラジル連邦共和国

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044908.pdf>

- ・中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366670.pdf>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相

談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上